情報特急便。

No. 25 号・平成 25 年 6 月 4 日

全日私幼連広報委員会 Mail:info@youchien.com

◆政府 子ども・子育て会議

子ども・子育て会議 (第2回会合)が開催される

平成25年5月31日(金)、政府の子ども・子育て会議第2回会合が開催され、全日私幼連から【北條泰雅】副会長が出席しました。当日は議事次第より①基本指針(計画作成指針関係)②基本指針(子ども・子育て支援の意義関係)③保育の必要性の認定④確認制度⑤被災地子ども・子育て懇談会について検討と説明が行われました。

議事に入る前に、無藤部会長より「子ども・子育て基準検討部会(第一回会合)において、一部の資料に子ども・子育て新システムに関する基本制度の記載があることに対して、同資料は本会議で議論の前提に含まれるか」と質問があったことに対し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度は子ども・子育て関連3法を作成する際のベースであったが、本会議にあたっては議論の前提とはしない。しかし、重要な経緯が含まれているため検討材料に使用することのご理解をいただきたい。」との発言がありました。

議題に入り、北條委員は「①幼稚園・保育所・認定こども園の整備よりも、国民の期待値の高い、小規模保育事業や地域子ども・子育て支援事業の一部を先行すべきである。②認定こども園法の一部改正の際に、現行の認定こども園法の評価検討がされないことは問題がある。③子ども・子育て関連3法には教育法体系・教育補助体系の変更、従来なかった学校の創設など、教育に関する大きな変更があるため、認定こども園の創設の際には中教審と社保審で合同会議を開いたように、中央審議会令に基づき中教審で審議を行う必要がある。④施設型給付については就労の有無に関わらず、全ての子どもを含んだ平等な仕組みでなければならず、家庭で育てられる3歳未満児が支給対象にならない仕組みではあってはならない。⑤市町村子ども・子育て支援事業計画作成の調査票については、すべての子どもの健やかな育ちの保障、子どもの最善の利益、子育ての第一義責任が親にあること、家庭教育の意義が組み込まれなければならない。⑥保育の必要性の認定ついて、長時間保育は保育が8時間以上にならない仕組みにすべき⑦保育所の優先利用については低所得者に配慮をした仕組みとすべき。と発言をしました。

◎その他の意見

【宮下委員】基本指針(案)に幼児教育・保育の質の向上の文言が含まれたが、何が質の向上なのかを協議しなければならない。新幼保連携型認定こども園への移行について、保育ニーズの有無のみで判断されないようにすべき。ワークライフバランスについて、父親が子育てに参画できるよう企業の努力が必要である。また、保護者には子育ての不安以上に、喜びを感じていること含めていただきたい。

【国公幼】PTA活動の役割やコミュニティーの活性化など、保護者の社会的役割を果たす場がある文言を加えていただきたい。

【秋田委員】市町村子ども・子育て支援事業計画作成の調査票イメージの文言については十分な配 慮が必要である。子どもは預けられる荷物ではない。

【大日向委員】全ての親は支援が必要であり、親になるプロセスを社会全体で支援することの文言 を加えていただきたい。

また、「市町村子ども・子育て支援事業計画」作成時の利用希望などの把握について、調査票のイメージが資料として公開され、一部の自治体に対しても意見の聴取が行われており、その際に、イメージである調査票が先行して地方版の子ども・子育て会議で使用され、調査が行われる懸念が指摘されました。国の会議では本年の夏を目途に、調査票成案を作成するため、地方版子ども・子育て会議においては、調査票の扱いには慎重さが求められるとの事務局からの表明がありました。

[今号は2枚]

※都道府県団体におかれましては、お手数ですが本紙を加盟園へご伝達くださいますようお願い申しあげます。

※子ども・子育て会議に関しましてご意見がありましたら全日私幼連宛に FAX またはメールでお寄せください。

FAX: 03-3263-7038 メール: info@youchien.com

※子ども子育て会議の資料は下記URLからダウンロードできます。

内閣府HP http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html